

# みどりみらい ぐんじとしのりの議会報告

2000/06/30 Vol. 38 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362  
E-MAIL ID / toshigunji@hotmail.com

## 印西市議会/平成 12 年第 2 回定例会報告 ( 3 )

いつもお世話になっております。印西市議会 ( 6 月定例会 ) は、14 日 ( 水曜日 ) で閉会となりました。今回も 6 月定例会の報告を行っていきたいと思います。

**議案審議とその結果 ( 1 )** 今回はこの定例会で議案となり、審議がされたものの中から 情報公開条例 / 個人情報保護条例 を中心に抜粋して報告して参りたいと思います。本来は全て報告するのが当然ですが、紙面の都合上割愛させていただく案件もございますので、ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

### 情報公開条例が制定されました。

印西市では、この条例の制定にむけて、平成 10 年度に市の職員で構成する内部検討委員会を設置し、情報公開制度および個人情報保護制度について市内部の考え方をまとめました。そして昨年度には、大学教授、公募による市民等で構成する外部検討委員会を設置し、今年 1 月 21 日には情報公開制度と個人情報保護制度についての提言を受けました。印西市情報公開条例は、この提言を尊重し、作成されました。

( 結果 / 可決 ) 私は賛成の立場をとりました。しかし、議案の審議の際に、17 点の質問を行い、その質問を通じ、次の意見を述べました。

#### ( 主な質問内容とその回答 )

- \* 情報公開請求は、窓口に出向くのが原則になっているが、FAX や電子メールでの請求は可能か？ ( 回答 / FAX による請求のみ、形式にあっていれば OK / ぐんじコメント 電子メールによる公開をしている市もある。検討すべき。 )
- \* 非公開情報に関しても「ある時間を過ぎれば公開できる」という場合には規定が設けられていないが公開するのか？ ( 回答 / 公開する予定 )
- \* 公文書の写し ( コピー ) を求める場合には、「手数料が必要になる」が、その減免は考えていないか？ ( 考えていない。 / ぐんじコメント これは考えるべきである。 )
- \* 情報公開審査会の委員の基準は？これは市外の有識者に限定すべきではないか？ ( 回答 / 今後検討する。 )
- \* 情報審査会委員には「守秘義務」があり、国法では「反した場合の罰則規定」があるが、印西市の条例には罰則規定がないか？ ( 回答 / 規定は考えていない )
- \* 情報公開運営審議会 ( 制度改善の為の検討機関 ) の設置は規定がないが審査会が兼任するのか？ ( 回答 / 兼任する予定 )

#### [ ぐんじ賛成討論 概要 ]

条例の内容としては、まだまだ不十分な感は否めないが、全国多くの自治体で制定されているにもかかわらず、印西市では条例が制定されていない現状を考えると、不十分な内容であっても制定し、「施行規則」に盛りこむ等の改善、条例そのものの改善も含め、考えて行くべきであろうと思います。

勿論、この条例ができたことで安心してもらうには困るので、職員の皆様はこの条例の趣旨を十分に理解し、運用し、情報公開請求がなくとも、情報を「広報いんざい」や「ホームページ」等で公開し、開かれた市政、透明なガラス張りの市政運営をお願いしたい。

## 個人情報保護条例が制定されました。

印西市では、情報公開制度と同じく個人情報保護制度についても外部検討委員会から、情報公開制度とともに今年1月21日に提言を受け、この提言を尊重し作成されました。

(結果/可決) 私は賛成の立場をとりました。しかし、議案の審議の際に、6点の質問を行い、その質問を通じ、次の意見を述べました。

### (主な質問内容とその回答)

- \* 住民基本台帳法では「大量閲覧を認めている」(このことにより個人情報が名簿業者に流出します。)が個人情報保護の立場に立つと「運用上の制限が必要」であると考えるが市はどのように考えますか？(回答/大量閲覧は法律上、認められている。/ぐんじコメント 運用上制限している自治体もある、又自治省令もでてはいるはず。)
- \* 通信回線によるコンピュータの結合により、個人情報が外部に出る場合が想定されるが(「オンライン結合」)その場合の基準や「(外部機関との契約についての)覚書」はどの程度準備できているか？(回答/これから考えて行く。)
- \* 未成年者の個人情報は「法定代理人」が可能だが、「法定代理人」による閲覧で、未成年者の権利が侵害される場合には閲覧は認めるのか？(回答/本人の利益に反することであれば未成年対象でも公開しない。)

### 〔ぐんじ賛成討論 概要〕

個人は自己に関する情報をコントロールする権利をもっています。印西市でこの条例が制定される事により、個人の権利利益の侵害の防止を図り、個人の尊厳を十分に保ち、個人情報の保護が重要であることをしっかり認識することができると思います。内容としては、まだ不十分なところはあろうと思いますが、個人情報の保護の精神を十分に理解し、運用もしっかり行っていただきたいと思います。

2つの条例の施行は10月1日(実際は2日(月曜日))からとなります。

## 「北総公団線」の現状 1

6/8〔木曜日〕に、開催されたニュータウン対策特別委員会で説明があった北総公団鉄道の現状を報告します。

〔今回は北総公団線での「実施済みの企画乗車券」をご紹介します。〕

以下のきっぷは北総公団線の「旅客誘致対策の取り組みについて」という項目の中で「運賃割引」として委員に紹介されたものです。〔詳細は牧の原駅(電話 45-8188)まで〕

1. 土日割引回数乗車券 〔土日使用に限り、33%引き〕
2. 昼間割引回数乗車券(買物回数券) (10時~16時使用に限り、33%引き)
3. ゆくくるきっぷ 年末年始を含めた土休祝日に発売 1日全線乗車券 大人 ¥1000
4. 生徒諸君! 夏休みきっぷ 夏休み期間〔7月中旬~8月下旬〕で3往復  
中高校生限定 印西牧の原~西白井各駅から東松戸、高砂間の3往復運賃の半額
5. コスモス1日乗車券 10月の土休祝日に発売 1日全線乗車券 大人 ¥1000
6. さわやかきっぷ1日乗車券 3月下旬から5月中旬までの土休祝日に発売  
1日全線乗車券 大人 ¥1000

多くの皆様は既にご存知かと思いますが、まとめて紹介させていただきました。次回以降、さらに「経費節減の実績」「旅客誘致対策」について皆様にご報告をさせていただきます。

いつもご声援、ご支援ありがとうございます。皆様と、この街の将来、印西市の将来を考えて参りたいと思います。叱責、提言、お気軽にお寄せ下さい。お待ちしております。今後の活動の参考にしたいと思います。よろしく申し上げます。 ぐんじとしのり